令和２年１月 名古屋港審議会会議録

１　開催日時　　令和２年１月 20 日（月）　午後２時～午後２時 31 分

２　開催場所　　アイリス愛知２階　コスモス

３　出席者氏名　（50 音順、敬称略）

会　　長	河　村　たかし	（名古屋市長）
委　　員	安　藤　正　明	（弥富市長）
	岩　切　康　秀	（東海地区港湾労働組合連絡協議会事務局長）
	小和田　　亮	（海上・港湾・空港技術研究所　港湾空港技術研究所顧問）
	川　嶋　太　郎	（名古屋港管理組合議会副議長）
	久　野　時　男	（飛島村長）
	黒　田　達　朗	（椙山女学園大学現代マネジメント学部教授）
	後　藤　正　三	（名古屋港運協会会長）
	白　石　好　孝	（東海倉庫協会副会長）
	杉　本　　恒	（全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長）
	鈴　木　淳　雄	（東海市長）
	髙　橋　治　朗	（名古屋港利用促進協議会会長）
	鶴　田　利　恵	（四日市大学総合政策学部教授）
	長谷川　桂　子	（弁護士）
	服　部　伸　一	（名古屋港西部臨海企業連絡協議会会長）
	林　　全　宏	（愛知県建設局長）
	藤　本　　健	（名古屋海運協会会長）
	増　田　達　雄	（名古屋市環境局環境都市推進監）
	光　安　達　也	（名古屋市住宅都市局長）
	宮　島　壽　男	（知多市長）
	森　田　利　洋	（愛知県環境局長）
	八　木　嘉　幸	（伊勢湾海難防止協会会長）
	山　原　　始	（全日本海員組合名古屋支部長）
	渡　辺　義　郎	（名古屋港管理組合議会議長）

臨時委員　苔口聖史　（中部運輸局交通政策部長）

藤田亨　（中部地方整備局名古屋港湾事務所長）

（委任状提出）

秋田潤　（名古屋税関長）

上原雅　（伊勢三河湾水先区水先人会会長）

介川康弘　（名古屋南部臨海企業連絡協議会会長）

山本亜土　（名古屋商工会議所会頭）

（欠　　席）

尾崎正宏　（名古屋港長）

勢田昌功　（中部地方整備局長）

坪井史憲　（中部運輸局長）

（名古屋港管理組合出席者）

管理者	大村秀章
副管理者（専任）	服部明彦
副管理者（愛知県副知事）	松井圭介
副管理者（名古屋市副市長）	堀場和夫
企画調整室長	安藤一弘
総務部長	河合伸和
港営部長	前田功憲
建設部長	大野孝宏
企画調整室総合調整担当理事	小澤康彦
企画調整室次長	小出信二
企画調整室政策推進担当参事	市石誠
総務部県市政策調整担当参事	森浩久
港営部次長	清水聡

会　　議

［開会の辞］

○司会者・桑山調整担当課長　　定刻前ではございますが、皆様お集まりのようですので、ただいまから名古屋港審議会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の桑山でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、お手元に配付させていただいております本日の審議資料につきまして確認させていただきます。

お手元にご用意しておりますのは、左から、本日の次第、席次、審議会委員と専門部会委員の名簿、名古屋港審議会関係例規集。中央にまいりまして、白い冊子の「名古屋港臨港地区及び分区の変更について（案)」、それから「名古屋港港湾隣接地域の変更について（案)」、それぞれの説明資料としまして、右上に説明資料①、②と書かれたカラーの資料。そして、最後の諮問案件としまして「名古屋港審議会運営規程の一部改正について」と関係資料をクリップどめしましたもの。最後に右にまいりまして、専門部会の議決内容報告、封筒に入っております専門部会報告資料、刊行物で「Port of Nagoya」と「ようこそなごやこうへ」を準備させていただいております。

以上でございますが、お手元にないようでしたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

本来なら、ご出席の委員皆様方をご紹介させていただくのが本意でございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、お名前をお願いできましたら幸いでございます。

当審議会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、会長からのご挨拶をもちまして会議に入らせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

［会長あいさつ］

○河村会長　　それでは、本審議会の会長を務めております名古屋市長の河村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから名古屋港審議会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご参集賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、「名古屋港臨港地区及び分区の変更について」、「名古屋港港湾隣接地域の変更について」、そして「名古屋港審議会運営規程の一部改正について」の３件でございます。よろしくご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、管理者からご挨拶をお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○大村管理者　　皆さん、こんにちは。名古屋港管理組合管理者を務めております、愛知県知事の大村です。審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより名古屋港の発展のためにご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019 年の名古屋港の港勢につきましては、総取扱貨物量は１億 9,500 万トンと、前年に比べわずかに減少したものの、18 年連続で日本一を維持する見込みであります。また、外貿コンテナ取扱個数につきましては 264 万 TEU と、こちらも前年に比べわずかに減少となる見込みであります。

最近の経済の情勢につきましては、我が国の景気は緩やかに回復していくことが期待されておりますが、米中貿易摩擦の激化など、海外経済の不確実性や金融市場の不安定化に引き続き注視をしていく必要があります。

一方、我が国の港湾を取り巻く環境は、コンテナ船を初めとした船舶の大型化、そして基幹航路での共同運航体制の再編が進むなど、依然として厳しい状況であります。

こうした中で、本組合は、中部のものづくり産業を物流面で支える国際産業戦略港湾として、コンテナ、完成自動車などの取扱施設の機能強化を図るため、飛島ふ頭 NCB コンテナターミナルにおける R1 岸壁の増深、金城ふ頭におけるふ頭再編改良事業に

取り組んでいるところでございます。加えて、重要施策として港湾活動のグリーン化を掲げ、LNG 燃料船及び LNG 燃料供給船の入港料を全額免除するインセンティブを全国で初めて創設するなど、環境面にも力を入れているところでございます。また、県民・市民の皆様の安全・安心の確保に向けて、ハード・ソフト両面から防災・減災対策の充実強化を積極的に進めております。さらに、親しまれる港づくりにつきましても、ガーデンふ頭再開発基本計画に基づいて、現在、再開発の実現に向け、市場調査を含め取り組みを進めてまいります。

今後とも、港湾利用者や地域の要請に的確に対応し、名古屋港のさらなる発展と利用促進を図り、中部のものづくり産業と県民・市民の皆様の暮らしを支えてまいる所存でありますので、委員の皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、昨日、赤羽国土交通大臣が、今日から国会始まるので、何としても始まる前にということで、昨日、中部空港、二本目滑走路に向けて視察をしていただき、その後、小牧の県営名古屋空港、そして MSJ の工場の生産施設の視察ということがありました。ちょうど昼を一緒にしまして、昔からよく知っておりますので話をしましたら、空港の二本目滑走路はとりあえず頼みますわという話で、需要がどんどん伸びているという話ですが、それと同じぐらい名古屋港の話になりましてね。港はやはりもっと整備をしそして自働化を進めていくということで、名古屋港が日本でも先鞭を切ってやっているということに非常に高い評価をしていただいております。また引き続き、名古屋港が日本の港を引っ張っていく、そういうリーディングポートであっていただきたいというような話もいただきまして、また引き続きしっかりやっていきたい。

また、今日の議題ではありませんが、中部空港沖に名古屋港のしゅんせつ土砂の処分場というのを国のほうが計画していただいて、これは漁業者の皆さんとしっかり協議をして早いとこ話をつけないかんので、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

ちなみに、おととい、南知多の青年漁業者の面々がいろいろ話を、漁業施策とか愛知県の話とかして、その後一杯やりたいということで一杯やってきましたけど、みんな真面目に頑張っておりまして。全体的に売り上げは落ちているところですが、南知多の豊浜、師崎、日間賀島、篠島、４漁協は売り上げが落ちていないと、この 10 年間ですね。これは立派なもんだなと思います。ですから、彼らとこううまくやってい

けるように、またしっかり漁業振興もあわせて、港も含めてしっかりやっていきたいと思います。

ということでございまして、最後に、本日諮問させていただきましたのは、名古屋港臨港地区及び分区の変更について、そして名古屋港港湾隣接地域の変更について、名古屋港審議会運営規程の一部改正についての３件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○河村会長　　ありがとうございました。

［委員出席状況報告］

○河村会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況について報告願います。

どうぞ。

○事務局・桑山調整担当課長　　それでは、ご報告させていただきます。

本日は、臨時委員といたしまして、中部地方整備局名古屋港湾事務所長の藤田様、そして中部運輸局交通政策部長の苔口様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員総数 33 名のうち、ご出席いただいております委員 26 名、委任状をいただいております委員４名でございます。

したがいまして、名古屋港審議会条例第７条第２項に定めております、委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

［専門部会の議決内容報告］

○河村会長　　ただいまの報告のとおりでございます。

なお、審議に入ります前に、さきの審議会以降これまで開催されました専門部会の議決内容につきまして、部会長の黒田委員より報告をお願いします。

○黒田部会長　　部会長を務めさせていただいております黒田でございます。

座ったままで失礼いたします。

名古屋港審議会運営規程第７条第４項の規定によりまして、専門部会の議決内容につきましてご報告申し上げます。

委員の皆様のお手元に「専門部会の議決内容報告」と記しました一表を配付させて

いただきましたので、ごらんください。

その表を見ていただきますと、平成 30 年１月に開催されました審議会以降、専門部会は平成 31 年１月、そして、先ほど隣室にて行いました専門部会を合わせまして、計２回開催されております。

港湾環境整備負担金対象工事の指定についての諮問が、これは毎年必ず１回あるものですから、計２回。これに加えまして先ほどの専門部会では、名古屋港港湾計画の軽易な変更に関する諮問がございまして、審議の結果、諮問案を適当と認める由の議決をいたしました。

なお、その資料につきましては、専門部会資料の封筒の中に入っておりますので、またごらんいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○河村会長　　ただいまご報告のありましたとおりであります。黒田部会長、ありがとうございました。

［会議録署名者の指名］

○河村会長　　続きまして、本日の会議録署名者でございますが、白石委員と光安委員の２名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

［審議］

○河村会長　　それでは、審議に入ります。

「名古屋港臨港地区及び分区の変更について」、説明をお願いします。

○安藤企画調整室長　　企画調整室長の安藤でございます。

私から、名古屋港臨港地区及び分区の変更についてご説明させていただきます。

皆様のお手元には、白い冊子「名古屋港臨港地区及び分区の変更について（案）」をご用意しておりますが、内容につきましては、カラー刷りの説明資料①を使ってご説明させていただきます。また、説明資料と同じ内容を前面スクリーンにも映し出しますので、そちらもあわせてご参照いただければと思います。

それでは、着席にてご説明させていただきます。

最初に、臨港地区とは、港湾区域と一体的に機能する陸域で、港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法に基づき都市計画決定権者が指定するものでございます。

名古屋港の臨港地区につきましては、昭和 40 年３月の指定以降適宜変更を行ってお

りますが、右下の図にありますとおり、名古屋市、弥富市、飛島村を含む名古屋都市計画区域と、東海市、知多市を含む知多都市計画区域の二つの都市計画区域にまたがっており、面積は4,288ヘクタールで、日本一の広さとなっております。名古屋港における臨港地区の都市計画決定権者は愛知県でございますが、名古屋都市計画区域のうち名古屋市域につきましては名古屋市が決定権者でございます。

次、お願いします。

分区とは、臨港地区内におきまして港湾の秩序ある開発や港湾機能を十分に発揮させ、港湾における諸活動を円滑に行わせるため、港湾法に基づき港湾管理者が指定するものでございます。

名古屋港におきましては、表と右の図でお示ししているとおり、旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする商港区を始め、それぞれの目的に合わせ工業港区、特殊物資港区、保安港区、修景厚生港区の5つの分区を指定しており、条例により構築物の建設や用途を規制しております。

本日ご審議いただく臨港地区及び分区の変更は、左の図で赤い丸印でお示ししておる弥富ふ頭でございます。

変更の概要は、弥富ふ頭におきます公有水面埋立竣功に伴い、新たに臨港地区及び分区として特殊物資港区の指定を行うものでございます。

詳細につきましては、現況写真、分区の変更の前と後を対比しながらご説明させていただきます。

航空写真でお示ししているのが弥富ふ頭でございます。

弥富ふ頭は西部臨海工業地帯の一角として発展してきており、北側は主に木材企業等が立地しており、南側は工業団地で、鋼材保管・加工企業、航空機産業、静脈物流関連企業などが立地しております。

当該埋立地は、港湾計画におきまして港湾関連用地及び緑地とする土地利用計画としており、南北に隣接する静脈物流用地と一体的に利用することができるよう整備しております。

写真で赤囲みしている埋立地9.6ヘクタールを臨港地区に指定し、分区を特殊物資港区に指定するものでございます。

今後の予定でございます。

本日諮問させていただいた案件につきまして、本審議会の答申をいただきましたら、

臨港地区の指定について、都市計画決定者である愛知県に港湾管理者としての案の申し出を行い、都市計画審議会を経て、愛知県により臨港地区指定が告示されます。その後、本組合にて分区の指定を告示する予定でございます。

最後に、恐れ入りますが、お手元に配付しておりますA4縦の白い冊子「名古屋港臨港地区及び分区の変更について（案）」をごらんください。

表紙を２枚はねていただき、１ページには変更理由と変更内容、変更内容の詳細といたしまして２ページには変更箇所図と変更地区、３ページには名古屋港臨港地区面積の変更前と後の一覧を記載しております。

表１は、名古屋都市計画名古屋港臨港地区の面積を分区ごとにまとめたもので、特殊物資港区の面積が変更となり、9.6ヘクタール増加しております。

なお、参考でございますが、表２につきまして、名古屋港臨港地区全域の面積を記載しており、表の一番下段にありますとおり、臨港地区面積は9.6ヘクタール増加し、全体で4,297.9ヘクタールとなるものでございます。

また、参考資料といたしまして、関係する法律の抜粋、巻末の袋には名古屋港臨港地区計画図（案）を添付しております。

以上をもちまして、審議案件の説明を終わらせていただきます。

○河村会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

どうぞ。

○小和田委員　　小和田と申します。１問お尋ねしたいと思います。

その前に、この案件は新たに埋立竣功した土地を臨港地区に指定した上、用地として特殊物資港区の指定をするという内容であるわけでございますが、周辺の現在の土地利用の実態などから見て、この指定には異存がありません。妥当だろうと思います。

関連して１つお尋ねしたいんですが、名古屋港全体を見た場合の近年の企業の進出状況、特に埋立地における進出状況、別の言い方をしますと、管理組合が分譲予定をしている土地の売却済みの実態というようなことかと思いますが、その辺について、わかる範囲で結構ですからご説明をお願いします。

○河村会長　　答弁をお願いします。

○大野建設部長　　建設部長の大野でございます。

今お尋ねの近年の埋立地の売却状況でございますけれども、当案件になっております用地の近隣で、弥富ふ頭と飛島ふ頭、それぞれで公募を行っております。

いずれも、臨港地区の分区が商港区に指定されておりますので、倉庫等物流関連の保管施設の用地として分譲を行っております。結果、２社へ分譲が完了しておりまして、これから進出していただくところでございます。

まだ用地が残っておりますので、これからも分譲を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○小和田委員　　ありがとうございました。

○河村会長　　いいですか。

○小和田委員　　はい。

○河村会長　　ほかにはございませんか。

どうぞ。

○髙橋委員　　いわゆる使用目的ですけれども、静脈産業にも使う可能性があるというお話でありますけれども、ここは東のほうへ橋が通ずるエリアだと思うんですけれども、例えばスクラップなんかを置くと火事が起こったりいろんな問題があって、通行に困難を催すようなことが将来あるんじゃないか。

したがって、今こういうスクラップなんかを置いても、実際ある人に貸すと、又貸し又貸しで実際に使っているのが誰かわからないという現状もあるわけでありますから、その辺の管理をね、使用目的と使用者の管理、その辺をしっかり管理組合に将来的にやってもらいたいという要望であります。

○河村会長　　答弁をどうぞ。

しっかりやってちょと、管理を。要望。

○前田港営部長　　港営部長の前田でございます。

委員のご指摘を踏まえまして、適正に管理していきたいと思っております。

以上です。

○河村会長　　いいですか、それで。

○髙橋委員　　いいみたいですね。

○河村会長　　いいですか。

まあええと言っておられます。

〔「何言っとるかわからん」と呼ぶ者あり〕

○河村会長　何言っとるかわからんから、もう一回言ってみてください。聞こえんわ、ここは。

○前田港営部長　委員のご指摘を踏まえまして、今後、適正に管理していきたいと思っております。

○髙橋委員　よろしくお願いします。

○河村会長　ええですか。

○髙橋委員　適正だそうですから。

○河村会長　適正だそうですから、結構だということでございます。

ほかにどうですか。

それでは、質問もないようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしいですか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり答申することと決定いたします。

続きまして、名古屋港港湾隣接地域の変更について説明をお願いします。

○安藤企画調整室長　引き続き、私から名古屋港港湾隣接地域の変更についてご説明させていただきます。

お手元には、白い冊子の「名古屋港港湾隣接地域の変更について（案）」をご用意しておりますが、内容につきましては、カラー刷りの説明資料②を使って説明をさせていただきます。また、先ほどと同様、説明資料と同じ内容を前方のスクリーンにも映しますので、そちらもご参照いただければと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。

港湾隣接地域は、先ほどご説明した臨港地区と同様、陸域に指定するものでございます。

臨港地区は、港湾を管理運営するエリアを定め、機能別に区分するもので、港湾隣接地域は、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため、港湾法に基づき港湾管理者が指定するものでございます。

また、本組合条例により、港湾隣接地域内の工事などを行う場合の許可事項を定めております。

名古屋港の港湾隣接地域につきましては、昭和40年7月の指定以降適宜変更を行い、現在に至っております。

本日審議いただく港湾隣接地域の変更は、左の図で赤い丸印でお示ししている中川運河地区南郊運河でございます。

中川運河は、中川運河再生計画に基づき、人々が水辺に近づき憩うことのできる空間づくりを目指して、さまざまな取り組みを進めております。

今回の変更は、名古屋市による南郊運河の開発に伴い、右側図面でお示ししている緑色の範囲の港湾隣接地域を解除するものでございます。

今後の予定でございます。

本日諮問させていただいた案件につきまして、本審議会の答申をいただきましたら、本組合におきまして港湾隣接地域の変更を告示する予定でございます。

最後に、恐れ入りますが、お手元に配付しておりますA4縦の冊子「名古屋港港湾隣接地域の変更について（案)」をごらんください。

表紙を２枚はねていただき、１ページには変更理由と変更内容を、変更内容の詳細といたしまして２ページには変更箇所図と変更地区を記載しています。

また、参考資料といたしまして、関係する法律の抜粋、巻末の袋には名古屋港港湾隣接地域図（案）を添付しております。

以上をもちまして、審議案件の説明を終わらせていただきます。

○河村会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

いいですか。

○小和田委員　　たびたびすみません、小和田です。

この南郊運河のエリアで名古屋市が開発計画をお持ちだというのがこの提案の背景にあるわけですけれども、この市がお持ちの開発計画のごく簡単な概要で結構です、どういう開発をお考えになっているのかということが１点。

それから、その開発計画との関連において、なぜこの周辺に港湾隣接地域というのが、今までは指定されていたんですが、今回それを解除することにしたのか。この関連について、簡単にご説明いただければと思います。

○河村会長　　それでは、どうぞ。

○安藤企画調整室長　　それでは、お答えさせていただきます。

今回の案件、名古屋市による中川運河南郊運河の開発に伴い解除するわけでございますが、名古屋市は、中川運河再生計画に基づく憩いとにぎわいを創出するため、南郊運河におきまして、平成30年12月に広く民間から事業提案を募集をし、令和元年７月にZIP株式会社を開発事業者として決定したと聞いております。

対象の敷地は売却され、開発事業者が港湾区域であった水域を埋め立てて施設整備を行うこととなっておりまして、埋め立てに伴い保全する必要がなくなった港湾隣接地域を今回解除させていただくものでございます。

なお、対象の敷地面積は約7,400平方メートルで、主な建物用途は温浴施設、飲食施設、健康増進施設などとなっており、令和５年度末を整備完了予定と伺っております。

以上でございます。

○河村会長　　はい、いいですか。

○小和田委員　　ありがとうございました。

○河村会長　　いいですか。

○小和田委員　　はい。

○河村会長　　ほかにどうですか。

それでは、ご質問も出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、名古屋港審議会運営規程の一部改正について説明をお願いします。

○安藤企画調整室長　　引き続き、私から名古屋港審議会運営規程の一部改正についてご説明させていただきます

お手元に配付させていただきました、「名古屋港審議会運営規程の一部改正について」をごらんいただきたいと思います。

名古屋港審議会条例第 11 条に基づきます名古屋港審議会運営規程の改正についてご説明申し上げます。

具体的な改正の内容につきましては、資料中段にございますとおり、第七条第２項

第一号中、「第一条の六」を「第一条の九」に改めるものでございます。

裏面に新旧対照表をお示しておりますが、第七条は専門部会の議決事項に関する規定でございます。そして、その第２項第一号には、港湾法施行規則第一条の六、港湾計画の軽易な変更を議決事項として準用する規定がございます。

この条文につきましては、平成 29 年７月の港湾法施行規則一部改正の際に、国際旅客船拠点形成港湾に関する規定などを挿入した関係で、第一条の九に改正されておるところでございます。

このため、この一部改正に合わせまして、名古屋港審議会運営規程を一部改正するものでございます。

なお、参考資料として、資料２枚目に運営規程の全文と、裏面に港湾法施行規則の抜粋として第一条の九の部分、３枚目に平成 29 年７月の港湾法一部改正の際の官報のコピーを添付しておりますので、あわせてごらんください。

説明は以上でございます。

○河村会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がありましたら、どうぞ。

それでは、ご質問も出尽くしたようでございますので、本件につきましては原案を適当と認めてよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

［管理者あいさつ］

○河村会長　　会議の終了に当たり、管理者からご挨拶をお願いいたします。

○大村管理者　　皆さん、本当にありがとうございました。

会議の終了に当たりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。

今後とも名古屋港の発展のために格別のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

［会長閉会あいさつ］

○河村会長　　ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からもご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、ご熱心なご審議を賜りまことにありがとうございました。

皆様方のご協力のもと、適切な答申ができましたことを心から御礼申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして名古屋港審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名者	会　　長	河　村　たかし
	委　　員	光　安　達　也
	委　　員	白　石　好　孝